

# 青森県報

第二百九十一号

令和三年  
四月二日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 漁業実習船の建造に係る一般競争入札……………(教育庁 学校施設課) ……三
- 取用の裁決手続開始の決定……………(監理課) ……五
- 右 同……………(同) ……五

## 告

## 示

### 青森県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後         | 変更前                         | 区分         |                              | 変更年月日     |
|-------------|-----------------------------|------------|------------------------------|-----------|
|             |                             | 事業名称       | 事業所所在地                       |           |
| 十和田市東三番町一の六 | 社会福祉法人 人生きがい 十和田市元町西二丁目六の三五 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーション どんぐり村 十和田市東三番町一の六 | 令和三年三月三十一 |

### 青森県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 |            | 居宅介護事業者の業務の種類 | 居宅介護事業所 |     | 変更年月日 |
|----|------------|---------------|---------|-----|-------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 |               | 名称      | 所在地 |       |
|    |            |               |         |     |       |

青森県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後                       | 変更前                                  | 区分  |           |
|---------------------------|--------------------------------------|-----|-----------|
|                           |                                      | 名称  | 介護予防事業者   |
| 田が社会<br>い人福<br>十生祉<br>和生き | 十和田市元<br>町西二丁目<br>六の三五               | 名称  | 介護予防事業の種類 |
| 六三和<br>三和田<br>番市東<br>町一の  | 訪問看護<br>訪問看護<br>センター<br>シヨンド<br>んぐり村 | 名称  | 介護予防事業所   |
|                           | 令和<br>三・三・一                          | 所在地 | 変更年月日     |

| 変更後                       | 変更前                                  | 区分  |           |
|---------------------------|--------------------------------------|-----|-----------|
|                           |                                      | 名称  | 介護予防事業者   |
| 田が社会<br>い人福<br>十生祉<br>和生き | 十和田市元<br>町西二丁目<br>六の三五               | 名称  | 介護予防事業の種類 |
| 六三和<br>三和田<br>番市東<br>町一の  | 訪問看護<br>訪問看護<br>センター<br>シヨンド<br>んぐり村 | 名称  | 介護予防事業所   |
|                           | 令和<br>二・八・一                          | 所在地 | 変更年月日     |

青森県告示第百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後                     | 変更前                                  | 区分  |           |
|-------------------------|--------------------------------------|-----|-----------|
|                         |                                      | 名称  | 居宅介護事業者   |
| 健康株式会社                  | 平川市町居<br>南田一六二<br>の二                 | 名称  | 居宅介護事業の種類 |
| 四南川<br>南和田<br>田八三<br>の居 | 訪問看護<br>訪問看護<br>センター<br>シヨンド<br>んぐり村 | 名称  | 居宅介護事業所   |
|                         | 令和<br>三・八・一                          | 所在地 | 変更年月日     |

青森県告示第百八十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和三年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定障害児通所支援事業者                  | 名 称                           | 主たる事務所の所在地      | 障害児通所支援の種類 | 障害児通所支援事業所          | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|------------|---------------------|-----------|
| 株式会社 ヴァーベナ                    | 株式会社 ヴァーベナ                    | 弘前市大字和徳町一七八     | 放課後等デイサービス | 弘前市大字緑ヶ丘一丁目三の二階     | 令和三年四月一日  |
| 合同会社 社会福祉士事務所                 | 合同会社 社会福祉士事務所                 | 弘前市大字東城六北三丁目一の一 | 放課後等デイサービス | 弘前市大字東城六北三丁目一の一     | 〃         |
| 特定非営利活動法人 e b y S t e a m s t | 特定非営利活動法人 e b y S t e a m s t | 弘前市大字城東一三丁目一の一  | 放課後等デイサービス | 弘前市大字城東中央三丁目二の一     | 〃         |
| 特定非営利活動法人 河                   | 特定非営利活動法人 河                   | 弘前市大字若葉二丁目七の一   | 放課後等デイサービス | 黒石市市ノ町三〇の一          | 〃         |
| 特定非営利活動法人 S k y               | 特定非営利活動法人 S k y               | 黒石市青山七五の一一      | 放課後等デイサービス | 黒石市追子野木一丁目一七六の一     | 〃         |
| 社会福祉法人 三徳会                    | 社会福祉法人 三徳会                    | 十和田市西一番町五の五一    | 児童発達支援     | 十和田市西一番町五の五一        | 〃         |
| 社会福祉法人 三徳会                    | 社会福祉法人 三徳会                    | 十和田市西一番町五の五一    | 放課後等デイサービス | 十和田市西一番町五の五一        | 〃         |
| 社会福祉法人 三徳会                    | 社会福祉法人 三徳会                    | 十和田市西一番町五の五一    | 保育所等訪問支援   | 十和田市西一番町五の五一        | 〃         |
| 株式会社 カラ                       | 株式会社 カラ                       | 上北郡おいらせ町上久保六一の一 | 児童発達支援     | 上北郡おいらせ町青葉六丁目五〇の一七二 | 〃         |
| 株式会社 カラ                       | 株式会社 カラ                       | 上北郡おいらせ町上久保六一の一 | 放課後等デイサービス | 上北郡おいらせ町青葉六丁目五〇の一七二 | 〃         |

**公 告**

漁業実習船の建造に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和三年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 製造する財産の名称及び数量

漁業実習船 一隻

2 製造する財産の概要

第三種漁船

(一) 船種

鋼製

(二) 船質

約五十六・六メートル

(三) 長さ（垂線間）

約一〇・一〇メートル

(四) 幅（型）

約四メートル

(五) 深さ（型）

約三・九メートル

(六) 計画満載吃水（型）

六九九トン

(七) 計画総トン数

八十三名

(八) 最大搭載人員

入札説明書及び仕様書による。

(九) その他

二 納入期限

令和五年三月二十四日

三 納入場所

八戸港

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 国際航海する漁業に関する実習、練習、調査を目的とする国（独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体の船舶（庸船を除く。以下同じ。）で、これに係る船舶と同規模以上の鋼製船舶を建造した実績を有する者若しくは平成二十三年四月一日から令和三年四月二日までの間に国又は地方公共団体の鋼製船舶で国内総トン数四〇〇トン以上の船舶及び平成二十三年四月一日から令和三年四月二日までの間に国内総トン数四〇〇トン以上のまぐろ延縄漁船の建造実績を有する者であること。

4 入札に係る船舶の建造をするために船台等必要な設備を所有し又は借り受けている者であること。

5 入札に係る船舶の建造をすることができる技術的能力を有すると認められる者であること。

6 建造された船舶に関する保守点検、修理及び部品供給等のサービスについて、その体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な対応が可能であると認められる者であること。

7 物品の製造の請負、買入及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。

8 一般競争入札参加資格申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

#### 五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和三年四月十日までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、

これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県教育庁学校施設課財務グループ

電話 〇一七―七三四―九八七三

七 入札の日時及び場所

1 日時

令和三年五月十三日 午前十一時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁西棟六階 会議室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九十九条の規定による。

十 落札者決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

十一 契約の締結

1 落札者決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本

契約を締結することとする。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）

を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be manufactured:  
Fisheries training vessel, Iset
- 2 Time limit for tender:  
11:00 a.m. 13 May, 2021  
(Tenders submitted by mail: 5:00 p.m. 12 May, 2021)
- 3 Contact point for the notice:  
School Facility and Management Division,  
Aomori Prefecture Board of Education  
1-1-1  
Nagashima Aomori City, Aomori 030-8540  
JAPAN  
TEL: 017-734-9873

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用

の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和三年四月二日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 起業者の名称 青森県

- 二 事業の種類

一般国道三三八号改築工事(大湊Ⅱ期バイパス)及びこれに伴う市道付替工事

- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

- 四 土地所有者の氏名及び住所

岡嶋哲夫 青森県むつ市松原町五番六八号

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

- 六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和三年三月二十二日

別表

| 土地の所在         | 地番   | 地目 |    | 地積(m <sup>2</sup> ) |        | 収用しようとし、明渡しを求めた土地の面積(m <sup>2</sup> ) |
|---------------|------|----|----|---------------------|--------|---------------------------------------|
|               |      | 公簿 | 現況 | 公簿                  | 実測     |                                       |
| 青森県むつ市<br>桜木町 | 38番4 | 原野 | 山林 | 328                 | 328.64 | 328.64                                |

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和三年四月二日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 起業者の名称  
青森県
- 二 事業の種類  
一般国道三三八号改築工事（大湊Ⅱ期バイパス）及びこれに伴う市道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所  
齊藤正子 千葉県柏市新富町二丁目四番一号
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和三年三月二十二日

|                        |            |          |          |                                  |
|------------------------|------------|----------|----------|----------------------------------|
| 土地の所在<br>青森県むつ市<br>桜木町 | 地番<br>38番5 | 地目       | 地積 (㎡)   | 収用しようとし、明渡しを<br>求める土地の<br>面積 (㎡) |
|                        |            | 公簿<br>原野 | 公簿<br>山林 |                                  |
| 331.94                 |            |          |          |                                  |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円